

人権宣言に関する決議

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、わたしたち一人ひとりが人権尊重の意識を高めることが不可欠である。

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つであり、侵すことのできないものとして保障されている。

しかしながら、人権の世紀といわれる 21 世紀を迎えた今なお、さまざまな人権について、偏見や差別による人権侵害の問題が存在しており、人権尊重の理念が必ずしも定着しているとは言いがたい状況にある。

このようななか、国において、本年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、県においても「岐阜県人権施策推進指針」の策定に着手するなど、人権尊重の意識を高めていく総合的な取り組みが進められている。

よって、本県議会は、県民一人ひとりが互いの違いを認めあい、人権が尊重される社会の実現と、日本一住みよいふるさと岐阜県を目指し、県民とともになお一層の努力をしていくことを宣言する。

以上、決議する。

平成 14 年 12 月 19 日

岐 阜 県 議 会